



鳥取県公報

令和元年6月25日（火）
号外第14号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **公安規則** 鳥取県道路交通法施行細則及び鳥取県特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則（3）（警務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則及び鳥取県特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月25日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

鳥取県公安委員会規則第3号

鳥取県道路交通法施行細則及び鳥取県特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

(鳥取県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県道路交通法施行細則(昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記様式第1号(第3条関係) 略 備考 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A列4番</u> とする。 注 略	別記様式第1号(第3条関係) 略 備考 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A列4番</u> とする。 注 略
別記様式第1号の2(第3条関係) (その1) (表) 略 (裏) 略 備考 1 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A列5番</u> とする。 2 略 (その2) (表) 略 (裏) 略 備考 1 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A列5番</u> とする。 2 略	別記様式第1号の2(第3条関係) (その1) (表) 略 (裏) 略 備考 1 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A列5番</u> とする。 2 略 (その2) (表) 略 (裏) 略 備考 1 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A列5番</u> とする。 2 略
別記様式第1号の3(第4条の4関係) 略 備考 用紙は青色とし、大きさは <u>日本産業規格A列5番</u> とする。	別記様式第1号の3(第4条の4関係) 略 備考 用紙は青色とし、大きさは <u>日本工業規格A列5番</u> とする。
別記様式第3号(第6条関係) 略	別記様式第3号(第6条関係) 略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

注 略

別記様式第3号の2（第6条関係）

略

備考 用紙は青色とし、大きさは日本産業規格A列5番とする。

別記様式第7号（第14条関係）

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

注 略

別記様式第9号（第19条関係）

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

教示 略

別記様式第10号（第20条関係）

運転経歴証明書交付申請書

年 月 日 写真

鳥取県公安委員会 様

住所
氏名 ㊟

道路交通法第104条の4第5項の規定により、
運転経歴証明書の交付を申請します。

略

備考 1 略
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

注 略

別記様式第13号（第22条関係）

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

注 略

別記様式第14号（第23条関係）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

注 略

別記様式第3号の2（第6条関係）

略

備考 用紙は青色とし、大きさは日本工業規格A列5番とする。

別記様式第7号（第14条関係）

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

注 略

別記様式第9号（第19条関係）

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

教示 略

別記様式第10号（第20条関係）

運転経歴証明書交付申請書

年 月 日 写真

鳥取県公安委員会 様

住所
氏名 ㊟

道路交通法第104条の4第5項の規定により、
運転経歴証明書の交付を申請します。

略

備考 1 略
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

注 略

別記様式第13号（第22条関係）

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

注 略

別記様式第14号（第23条関係）

<p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A列4番とする。</p> <p>注 略</p>	<p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A列4番とする。</p> <p>注 略</p>
---	---

(鳥取県特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正)

第2条 鳥取県特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年鳥取県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A列4番とすること。</p>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A列4番とすること。</p>
<p>様式第2号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A列4番とすること。</p>	<p>様式第2号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A列4番とすること。</p>
<p>様式第3号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A列4番とすること。</p>	<p>様式第3号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A列4番とすること。</p>
<p>様式第4号（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A列4番とすること。</p>	<p>様式第4号（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A列4番とすること。</p>
<p>様式第5号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A列4番とすること。</p>	<p>様式第5号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A列4番とすること。</p>
<p>様式第6号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A列4番とすること。</p>	<p>様式第6号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A列4番とすること。</p>
<p>様式第7号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p>備考1 略</p> <p>2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A列4番と</p>	<p>様式第7号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p>備考1 略</p> <p>2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A列4番と</p>

<p>すること。</p> <p>様式第8号（第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="225 302 783 344"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考1 略</p> <p>2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A列4番とすること。</p>	略	<p>すること。</p> <p>様式第8号（第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="821 302 1380 344"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考1 略</p> <p>2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A列4番とすること。</p>	略
略			
略			

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。